

「Chage/チャゲ」(CHAGE and ASKA/チャゲアス、MULTI MAX の一部を含む) という
肖像および名称の知的財産権

管理者：有限会社ラ・フェンテ

「Chage/チャゲ」(CHAGE and ASKA/チャゲアス、MULTI MAX の一部を含む) という肖像および名
称は、管理者：有限会社ラ・フェンテが管理し、下記の法律で保護されています。

記

1.民法 709 条 著名人のパブリシティ権として保護

・パブリシティ権とは、著名人 Chage/チャゲ (CHAGE and ASKA/チャゲアス、MULTI MAX の一部を含む) が、その氏名、肖像その他の顧客吸引力のある個人識別情報の有する経済的利益ないし価値 (パブリシティ価値) を排他的に支配する権利です。

2.不正競争防止法第 2 条 1 項：営業上の利益として保護

・他人による周知表示混同惹起行為・著名表示冒用行為を排除する差止請求、これにより生じた損害に対する損害賠償請求権等を有しています。
・周知表示混同惹起行為とは「他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の中に広く認識されているものと同一又は類似の表示を無断で使用し、その他の商品・営業と混同を生じさせる行為」です。
・著名表示冒用行為とは、「他人の商品・営業の表示（商品等の表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として無断で使用する行為」です。

注意事項

したがいまして、管理者に無断で

- ① 「Chage/チャゲ」(CHAGE and ASKA/チャゲアス、MULTI MAX の一部を含む) の肖像および名
称
- ② これらと紛らわしい名称
- ③ これらを含む名称

を使用された場合、上記権利の侵害行為に該当する場合がございます。

管理者が、このような行為を発見した場合は、やむを得ず、警告を始めとし、場合によっては法的措置を取らざるを得ないことを申し上げます。

なお、管理者としては、「Chage/チャゲ」(CHAGE and ASKA/チャゲアス、MULTI MAX の一部を含む)の肖像および名称を使用した”管理者が直接及び間接的に関わることのない商業活動“に関しては、許諾をするか否かを審査する行為自体が不公平につながる懼れがあり、一部の方のみを利する可能性があること、また、許諾後のクオリティチェック等ブランド維持のための管理ができない等の理由から、一様にお断りさせていただいております。

Chage の関わるコンテンツを楽しみにしてくださるすべてのファンの皆様に対して常に平等でありたいと考えています。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上

2023/01/01